

「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」について

埼玉県教育局教育総務部福利課貸付・ライフプラン担当

1 発行の対象となる共済組合及び互助会貸付けの種別等

平成22年1月から令和元年12月までの借受者で、(1)～(3)の要件をすべて満たすもの。

- (1) 一般・住宅災害・住宅・災害・介護構造部分の貸付け
- (2) 申込事由が住宅の新築、購入（一戸建・マンション）、増改築、修理、他の共済組合への返済及び更地の購入。
※ 住宅貸付けを受けて更地の購入した借受者は、2年以内に建築及び居住し「(建物)完了報告書」を提出された方が対象です。
- (3) 償還回数が120回（償還期間10年）以上のもの。
※ 貸付金残高の一部を繰上償還し、既に償還した回数と繰上償還後の償還回数の合計が120回未満になる場合は控除対象外となるため、年末残高等証明書は発行されません。

2 送付先及び時期

該当者あてに令和元年10月中旬に発送予定。

ただし、平成31年1月から令和元年12月までに貸付けを受けた方は、令和2年1月中旬に発送予定（確定申告対象者）。

3 その他

- (1) 住宅借入金等特別控除は、職員本人の申告に基づいて行われます。申告内容に誤りがないか充分確認のうえ申告してください。
- (2) 住宅借入金等特別控除対象に該当するかは、税務署が判断しますので、対象の住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書が発行されても、該当にならない場合もあります。詳しくは税務署へお問い合わせください。
- (3) 紛失により、年末残高等証明書の再交付申請をする方が増加しています。取り扱いには、充分御留意いただくようお願いします。
- (4) 完了報告書未提出の場合には、年末残高等証明書を発行することができません。
年末残高等証明書の発行は、完了報告書提出後となります。